

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年6月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年7月16日まで縦覧に供する。

平成25年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 由良地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	農業基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 原東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八丁替地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 松池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 松池尻地区	〃
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西三谷下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砂入中井手地区	〃
舟岡池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 北角農道地区	〃